

平成27年(ワ)第76号

原告

被告 今治市

準備書面(1)

2015年11月20日

松山地方裁判所今治支部 御中

原告

民訴法147条の3第2項に基づく原告の審理計画

第1、裁判を受ける権利と審理計画の実行の必要性

1、憲法上のデュー・プロセスの権利としての訴訟手続的デュー・プロセス

(1)デュー・プロセスは刑事手続・行政手続にも適用される

デュー・プロセス・オブ・ロー(due process of law)とは、法に基づく適正手続で、「デュー・プロセス」と呼ばれることが多い。アメリカでは、アメリカ合衆国憲法修正5条および14条(「何人も、法のデュー・プロセスによらずしては、生命、自由もしくは財産を剥奪されない」と規定している。

日本の場合、憲法学の学説では、「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とする憲法第31条がデュー・プロセスの原則を示したものと評価する。これについての代表的判例として、第三者所有物没収事件(最高裁判所昭和37年11月28日大法廷判決)がある。最高裁判所は、「第三者の所有物を没収する場合、告知・弁解・防御の機会が必要である」との見解を出し、これを欠く関税法の規定は憲法31条に違反すると判示した。このように、少なくとも刑罰を科すためには適正な手続を必要し、手続的デュー・プロセスの権利を認めている。しかも、同判決における入江俊郎裁判官

の補足意見には、「憲法31条にいわゆる法定手続の保障は、単に形式上法律で定めれば、それで本条の要請を満たしたものというものではなく、たとえ法律で定めても、その法律の内容が、近代民主主義国家における憲法の基本原理に反するようなものであれば本条違反たるを免れず、単に手続規定のみについてではなく、権利の内容を定めた実体規定についても、本条の保障ありと解すべきであり、更に本条は単に刑罰についてのみの規定ではなく、「若しくは自由を奪われ」というなかには、刑罰以外に、国家権力によって個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきである」とデュー・プロセスの実体化の必要を求めている。つまり、「形式規定」ではだめであり、「実体規定」が必要であるという見解を示し、さらには、それは、刑事手続のみならず行政手続にも適用されると述べているのである。

このように、デュー・プロセスを刑事手続のみならず行政手続にも該当するという学説が有力である。このデュー・プロセスを刑事手続のみならず行政手続にも該当するとの根拠は、先の憲法第31条を根拠とする説、同13条を根拠とする説、同31条を類推適用・準用する説に分かれている。

(2) デュー・プロセスとしての行政手続法

行政権の統制について、手続が適正であれば結果も適正であるとして、その手続を重視するという思想は特に英米法において古くからみられた。日本では、土地収用法や都市再開発法といった個別の法律に、行政処分に先立って一定の手続をふむべき旨の規定が置かれることはあったが、行政の行為一般に適用される統一的な手続法規は存在しなかった。しかし、行政手続きにおけるデュー・プロセスの世界的潮流を受けて、1993年に、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を目的に、行政上の手続についての一般法として行政手続法が制定された。

この手続の内容については、英米法においては、「告知・聴聞の機会を保障する」というのが内容であり、日本の憲法31条もこれを継受したものと解され、行政手続法もそれは同じである。

(3) デュー・プロセスの権利としての裁判を受ける権利

裁判を受ける権利とは、憲法に定められた基本的人権の一であり、国務請求権の一である。誰もが裁判所による裁判を受けられること、また裁判所以外の権力によ

る裁断を禁じた条項でもある。

憲法第32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と定めている。「裁判を受ける権利」の裁判とは、行政、民事、刑事事件のすべての裁判を含む。

松井茂記(カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部教授)は、デュー・プロセスの根拠を次のように憲法第13条と唱えている。

すべての国民は、憲法13条の「幸福追求権」の一つとして、その国民が関わりを持つすべての政府の行為についてデュー・プロセスが遵守されることを要求する権利を有していると考えるのである。そして、憲法31条は憲法的意味における「刑事」手続に関する手続的デュー・プロセスの総則規定だと理解すべきだと思う。」(『裁判を受ける権利』148頁、日本評論社)

そして、松井茂記は、他の教授らの説も次のように示している。

憲法学では、大西芳雄教授は、憲法32条のなかにデュー・プロセスの要請を見だし、憲法32条は、「裁判所の裁判でありさえすれば、どのような裁判でもよい、という形式的な意味でないことは明らか」であり、それは、「一定の品質をもった裁判、すなわち『法治国家の裁判』を要求」し、その内容は公正でなければならず、「その公正を保障する手続はdue processでなければならない」と述べていたし、このような理解は多くの憲法学説によって繰り返されていた。また、民事訴訟法学でも、小島武司教授は、憲法32条の裁判を受ける権利は「国民にその紛争の解消にふさわしい適正かつ公正な審理並びに裁判を保障すること」を目的とするもので、憲法32条にいう「裁判」には「一定の内実が予定されて」おり、「この裁判の内実を決定するのが、憲法31条にみられる『適正手続の理念』なのである」と述べ、憲法31条によって手続的デュー・プロセスが要求されることを示唆していた。」(同上149頁)

そのうえで、次のように裁判を受ける権利の実質的な意義を与えているものとして、手続的デュー・プロセスをプロセス的権利の性格を有すると述べている。

憲法32条は、手続的デュー・プロセスなくして権利を剥奪されないという意味でプロセス的権利としての性格を持つ。他方、政府による権利侵害の文脈においては、憲法32条はその権利を侵害された国民に対して裁判所へのアクセスを保障している点で裁判請求権としての性格を持つと同時に、手続的デュー・プロセスを経ることなく権利を侵害されないことを保障している点で、

プロセス的権利としての性格を有することになる。」(同上153頁)

(3) 訴訟手続としての手続的デュー・プロセス

この手続的デュー・プロセスを、「裁判を受ける権利は、実体的な権利とは異なる手続的な権利である」と述べている。つまり、

憲法32条の裁判を受ける権利を非刑事裁判手続に関する手続的デュー・プロセスの総則規則と位置づけることによって、裁判を受ける権利の内容をデュー・プロセスによって充足するようになるように思われる。」(同上154頁)

(4) 訴訟手続的デュー・プロセスに不可欠な告知と聴聞

デュー・プロセスの基本的な要件は告知と聴聞であり、これを経ない訴訟手続は、次のように憲法32条に反する。

「審級制度や訴訟手続の問題は、当事者の手続的デュー・プロセスの権利の問題として理解されなければならない。従って、審級制度や訴訟制度についても、手続が手続的デュー・プロセスの要求である告知と意味ある聴聞の要求を満たしていない場合には、憲法32条違反と考えられなければならないことになろう。」(同上159頁)

(5) 訴訟手続的デュー・プロセスが審理計画の実行を求めている

以上のように、根拠法においては、幾つかの説があるが、デュー・プロセスは刑事手続のみではなく行政手続にも適用されことについては、一致し、行政手続法が制定された。そして、訴訟手続においても手続的デュー・プロセスが要求である。それは、単に形式を整えていけばよいということではなく実体的規則を要請している。

これらのことは、訴訟上における充実した審理を手続的デュー・プロセスは要求している。それは、場当たりの審理ではなく、原告・被告の当事者と裁判所とによる合理的かつ実体的な審理の計画を定める必要があることを示している。

(6) 民事訴訟法の改正による訴訟手続の計画的進行の新設が促す計画的審理

民事訴訟法の改正(2003年)により、次の同法第147条の2で訴訟手続の計画的進行が新設され、裁判所と当事者に、「適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」と規定し、さらに、「裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない」とその義務を裁判所に課した。

本件は、民事訴訟法第147条の3にもとづき、裁判所と当事者双方とが協議し、審理計画を定める必要がある事件に該当することを「民訴法147条の3にもとづく審理計画の協議の申立書」(2015年11月10日付)で述べ、11月24日の本件第1回口頭弁論において、同規定にもとづき協議し、審理計画を定めるように求めた。

被告答弁書(11月17日付)において原告の請求の原因の事実に対しても争うとあることかからも、本件は、審理の計画を定め必要がある。

よって、原告は、次の計画的進行を求める。

第2、原告の審理計画案(概要)

民事訴訟法第147条の3第2項は、次のとおりである。

- 2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 争点及び証拠の整理を行う期間
 - 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
 - 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

以下は、上記規定にもとづく原告の審理計画案の概要である。

1、「争点及び証拠の整理を行う時期」

今治簡易裁判所は、「本件を松山地方裁判所(今治支部)に移送する」と「決定」した。この決定理由を「傍聴受付手続拒否の違法性の有無、憲法で保障された『知る権利』などの権利の侵害の有無などが争点となることが予想される」と述べている。

原告もこの2点が、本件の重要な争点であると考え。具体的には、この争点には、次の事項についての権利関係について審理することが不可欠である。

(1) 憲法で保障された「知る権利」などの権利の侵害の有無

- ① 「主権者の権利関係」について
- ② 「憲法21条と知る権利との権利関係」について
- ③ 「会議の傍聴と知る権利との権利関係」について
- ④ 「参政権と傍聴の権利関係」について

(2) 傍聴受付手続拒否の違法性の有無

- ⑤ 「地方公共団体と住民との権利関係」について
- ⑥ 「教育委員会と住民との権利関係」について
- ⑦ 「教育委員会と住民と教育との権利関係」について
- ⑧ 「教育委員会の会議と住民との権利関係」について
- ⑨ 「教育委員会の会議の傍聴との権利関係」について
- ⑩ 「本件会議の審議議題の教科書採択と住民との権利関係」について

(3) 傍聴受付手続拒否と職権の濫用について

(4) 本来あるべき傍聴のあり方について

よって、「争点及び証拠の整理を行う時期」として、「(1) 憲法で保障された『知る権利』などの権利の侵害の有無」、「(2) 傍聴受付手続拒否の違法性の有無」についての口頭弁論を各1回、「(3) 傍聴受付手続拒否という職権の濫用について」、「(4) 本来あるべき傍聴のあり方について」についての口頭弁論を1回、合計3回の口頭弁論(各口頭弁論の審理時間を1時間)を求める。

2、「証人及び当事者本人の尋問を行う期間」

前記の「争点及び証拠の整理を行う期間」の各争点の整理にもとづき、本件の真実を解明するために、次の証人に対する尋問(1回、2時間の尋問)が必要不可欠である。

(1) 傍聴受付手続拒否の違法性の有無に関する尋問

本件の争点である、「傍聴受付手続拒否の違法性の有無」を明らかにするための

証人として、

① 浪本勝年(日本教育法学会・理事、元立正大学教授)

次の点に関し、具体的な尋問を行う。

- ⑤ 「地方公共団体と住民との権利関係」について
- ⑥ 「教育委員会と住民との権利関係」について
- ⑦ 「教育委員会と住民と教育との権利関係」について
- ⑧ 「教育委員会の会議と住民との権利関係」について
- ⑨ 「教育委員会の会議の傍聴との権利関係」について
- ⑩ 「本件会議の審議議題の教科書採択と住民との権利関係」について

3、「口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期」

前記の各審理を踏まえて、互いの主張・立証を尽くすための最終弁論としての審理として、1回の口頭弁論(2時間)の確保を求める。

結語

以上の理由により、本件は、民事訴訟法第147条の3の事例に該当する。
よって、原告は、上記の審理計画に基づく計画的進行を求める。

以上